

第2回太陽光発電事業に係る条例検討会議 開催結果

○ 開催日時

令和8年7月14日(火) 午後3時35分から午後5時20分まで

○ 出席者

委員名	所属・役職	専門分野	出欠
おおたに 大谷 ますよ 益世	公認会計士、税理士	企業会計	出席
すずき 鈴木 つねお 庸夫	千葉大学 名誉教授	行政法	出席
なか い 中井 のりひろ 検裕	東京科学大学 名誉教授	国土計画・ 都市計画	出席 (web)
ますかわ 増川 たけあき 武昭	一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)事務局長	太陽光発電	出席

○ 議題（議事録は別紙のとおり）

（1）条例の骨子案について

- ・事務局から、資料により論点1～4を示し、意見交換が行われた。

（2）その他

- ・各委員から、条例の骨子案全体を通しての意見が述べられた。

○ その他

事務局から今後の検討スケジュールについて説明した。

議題（１）条例の骨子案について

○鈴木座長

それでは議事に入りたいと思います。前回までに条例の骨子案と、許可の要件についてお話をまいりました。今日は引き続き、その要件をどうするかということで、事務局から論点が用意されておりますので、少し踏み込んだ議論ができればと思っています。それでは事務局の方からお願いします。

○事務局

議題１の条例の骨子案についてです。議題に入る前に、前回の確認ということで、参考２の資料をご覧ください。

条例の対象は、地上設置型の太陽光発電施設とし、全ての太陽光発電施設の設置者が遵守すべき基準として６つの基準を設定しています。その中で、1,000kW以上の大規模太陽光発電施設の新設については許可制とし、その審査にあたっては、６つの基準の他に、経理的基礎の有無、住民への事前の周知を行っていただきます。

許可を受けた事業者については、維持管理や、廃止に関する義務が発生し、これに違反した場合には、命令や罰則の対象となるのが全体の構成でございます。

第１回会議では、参考２の図の総則の部分の定義や責務、規制手段のうち基準としてどんな内容が考えられるか、そして大枠としてこういった許可制でいかがかという議論をさせていただきました。

本日は、許可制を深掘りする形での議論をさせていただければと思っています。それでは、資料をご覧ください。

１つ目の論点は、経理的基礎の審査項目としてどういった内容が適当なのか、またどういった方法で確認すればいいかです。

背景として、施設の設置から維持管理、廃止までと長期間に渡り、事業が適切に行われる必要があります。そのためには、設置者がその経理的基礎を有していることが大事であり、許可申請時だけではなく、長期間について、定期的に確認する必要があると考えています。

県の方針案として、１点目の審査項目は、「設置者の財務状況」と「施設の設置から廃止までに必要な資金の総額とその調達方法」を確認していくこととし、その方法として、まず許可の申請時、それから許可後５年ごとに確認するといった形を考えています。

４ページをご覧ください。確認する書類として、財務状況の確認に際しては、過去３年間の財務諸表等ということで貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表のほか、法人税の納税状況を確認できる書類を想定しております。併せて、「施設の設置から廃止までに必要な資金の総額とその調達方法」は、まずその総額とその調達方法を記載した収支計画書というものを作成していただきます。その裏付けとして、造成工事等であれば見積書や、直近の金融機関からの融資証明書といった収支計画の根拠となる資料を確認します。

これらの審査項目や確認方法については、廃棄物処理法を参考にしていますが、審査の際にこういったところも注視した方がいいのではないか、他にこういった書類で確認した方がいいのではないかなど、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木座長

許可を受けた事業者が許可要件を守るためには、財政的な基礎がなければ色々対応ができないということで、経理的基礎を要件の中に組み込んでいるということです。

産業廃棄物処理業者の許可、あるいはその許可の維持管理における経理的基礎の考え方を取り入れたということですが、どこまでをやるべきか、少し深掘りができればと思います。まずは大谷先生からお願いします。

○大谷委員

4 ページに記載してある貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表は、あくまでも法人の場合であって、個人事業主の方も当然計画されることは考えられるので、その場合は所得税及び復興特別所得税の確定申告書、所得税の白色や青色の申告決算書、今まで勤めていたが新たに事業を始めたい個人の方は源泉徴収票なども提出していただければいいかと思います。

それから、最近感じているのは銀行で個人口座を作る場合、マネーロンダリングの関係で結構チェックが厳しくなっています。その際、資本や調達資金の透明性ということが求められると思います。特に大規模な場合は、このマネーロンダリングに関して、そういったものはありませんという誓約書を提出していただくことも考慮してはいいかかと思います。銀行においても個人が口座を開設する場合には、誓約書を提出していただくのは当たり前になっていますので、検討していただければと思います。

○事務局

1 点目の、個人の場合ということで、代表的なものとして法人の書類をお示ししています。実態としては、この条例の許可対象としている 1,000KW 以上の施設については、県内だと全て法人によって設置されています。およそ数億円規模の事業になりますので、なかなか個人という形態は考えにくいですが、個人事業ということももちろんあり得るので、おっしゃっていただいたような書類等で確認をしたいと思います。

また、法人であれば承継、個人であれば相続といったことも折り込もうと思っており、やはり透明性は重要だと思いますので、誓約書といった形で自ら宣言してもらうというのは参考になるかなと思います。ありがとうございます。

○鈴木座長

マネーロンダリングの場合、口座を調べなければいけませんが、そういった調査権をどう考えるかは検討課題としてあるかなと思います。

○増川委員

経理的基礎の確認は、確かに重要なことだと思いますが、入り口のところで経理的基礎をどこまで重要視するかは、また論点としては少し違うかなと思っています。

例えば、1メガワットを超えるようなプロジェクトだと、プロジェクトファイナンスというようなケースもございます。その場合は、出資者の法人としての健全性もちろんありますが、プロジェクトそのものの健全性、キャッシュフローなどが重要になってくると思います。その場合、まだプロジェクトは始まっておらず、融資もおそらくない段階で、これらを許可のハードルとするのはなかなか難しいかなと思います。どちらかというと、その許認可の後に、実際に工事が始まる前などの途中でしっかり確認する方が私は大事かなと思います。

入り口では、事業者の素性と申しますか、過去にどういう事業をやっていたか、地域共生ができているかなどを確認することが大事かなと思います。それを条件にしてしまうと難しいと思いますが、私としては千葉県には優良な事業者に来てもらいたいと思っています。地域と共生している事業者は、やはり千葉県のためになりますので、そういう方たちに来てもらえるような条例にしていきたいと思います。

経理の確認は、申請時にどこまで厳格に見るかという話と、工事着工前、あるいはした後というのは少し厳格さが変わるのかなと思います。

○鈴木座長

プロジェクトファイナンスという話がありましたが、これは入り口のところでプロジェクトファイナンスを見ることは可能なのでしょうか。

○増川委員

収支計画書とその収入の蓋然性、そのプロジェクトの健全性などを銀行が見て、そのプロジェクトに対して融資するといった形が、特に大規模な施設に多いです。それをどう見るかというのは課題かなと思います。

ただ、銀行も許認可を得られてないプロジェクトにお金を貸さないと思いますので、鶏が先か、卵が先かの話になってしまうのですが、仮に優良な事業者がプロジェクトファイナンスやろうとした場合、まずはしっかり計画作って、千葉県の許可を得て進めたいので融資をしてほしいといった段取りになると思います。

○大谷委員

銀行が関わることを前提にしてしまうと、なかなか入り口が狭くなるのかなと思います。今は個人でかなり多額の財産を持っていて、これから新しく事業を始められたい方もいらっしゃると思います。そのため、銀行が関わるかどうかということだけではなく、それ以外の方法で調達される個人の方もいらっしゃると思いますので、そういう方にも間口を広げるといったことも当然考慮していただければと思います。

○増川委員

おっしゃるとおりです。最初の申請時に、個人の自己資金でやるのか、あるいは融資を受けるのかということを申請書に書かせて審査されるのがいいかと思います。

○大谷委員

そうすると、適正な収支計画が立てられているかどうか 1 番重要なところだと思いますので、そこをしっかりと見ていただくということだと私も思います。

○中井委員

関連する話題として、最初の許可時はいいと思いますが、途中でその事業を別の主体に売却するような場合は、この許可も当然のことながら承継していくと思います。その時に、物理的な部分はもう出来上がっているのでチェックは必要ないと思いますが、承継された主体のチェックは基本的にはやるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

私どもとしても、その点を懸念しておりまして、最初に設置をした事業者はしっかりした体力を持ち、透明性もある企業であったとしても、その後転売をされる際に、経理的基礎を欠くようなものや、問題があってはいけないので、売却や譲渡する場合には許可制として、その主体についての審査をさせていただくことを考えています。

○中井委員

そういうことであればよろしいかと思いますが、主体が適格ではないとなった際に、事業の売却そのものが止められるのかという話は法律的にはなにかありそうだなという気がしますので、法律の専門の方で検討していただいた方がいいかと思いました。

また、類似のケースとして、5 年に 1 回チェックをするということで、事業者は変わらなくても経済状況で資金繰りがだんだん悪くなるということはあるので、そういう時にどうするかです。継続をしている主体でも 5 年に 1 回のチェックで、リスクがありそうとなった時に、どう対応をするのかといった点も少し気になりました。最初の許可の部分は今までの議論で十分だと思いますが、途中の段階が結構重要であり、実際その点が非常に難しいのではないかなと思いました。

○事務局

今のご意見もまさにそのとおりだと思っていまして、事業者が事業を運営していく中で、色々な要素あるかと思うのですが、その変動について、私どもも一喜一憂するのはやはりちょっとどうかと考えています。まずは指導の端緒としていければいいのかなと考えております。

○増川委員

太陽光発電の特徴として、コストの約7割が設備費です。燃料代がかかりませんので、通常ちゃんとした発電所ができれば、発電を継続する限りは資産価値があると認識しています。だからこそ、運転開始後しっかりと廃棄費用を積み立てているかなどをチェックすることが大事かと思います。確認の方が大変なのですが、報告は毎年させてもいいかなと私は思います。例えば、財務諸表の報告は、私は当たり前だと思うので、毎年報告させて、義務としてチェックするのは5年とし、それ以外は必要に応じて確認するといったやり方もあると思います。

○大谷委員

最近、M&Aも活発に行われておりますので、くっついたり離れたりする際に、その都度必ず確認を取る、許可を取るようにしてはいかがかと思いました。

○鈴木座長

M&Aはどうするかということを射程に置かなければいけないということですが、この点、あまり研究がないです。一度許可をすれぱうまくいくはずだというのが今の日本の行政法の枠組みでして、途中でコロコロ変わるというのはあまり考えてないようなことがあります。そういうところに少し穴が空いているのかもしれませんが。逆に難しさはそこにあると思います。

○増川委員

再エネ特措法では、出資者が変わる場合においても住民説明会をしなければいけないなど大変厳しくなっていますので、再エネ特措法で進める事業であれば相当な部分が安心できるのかなと思います。足りないところに関しては、県の方で見ていくというやり方もあろうかと思います。再エネ特措法に任せる部分は任せるというのも1つの方法かなと思います。

○鈴木座長

再エネ特措法は新しいタイプの法律ですので、そういったものをどう勘案していくかというのはこれからの大きな課題の1つだろうと思います。お金の問題も、M&Aの問題も、結局同じところに集結していくということです。おそらく産業廃棄物の経理的基礎と少し違う面があるかもしれませんが、どういう類型で考えていくかということが課題なのではないかという気がします。

だいぶ議論が進みましたので、次の論点にいきたいと思います。それでは事務局からお願いします。

○事務局

続きまして、大規模太陽光発電施設を廃止する時の論点です。こちらも 2 つほど論点を用意しています。

1 点目は、許可を申請する際、廃止に関してどういった内容を確認するかです。設置に当たり、廃止費用も含めた収支計画を作成するという事で、設置の段階で廃止に関して、どういった内容を確認する必要があるかです。

県の方針案は、設置管理の計画に以下の 4 項目を記載させることを考えています。

1 つ目が「供用廃止と施設撤去の予定年月」ということで、ここでいう供用廃止は、発電施設の運転終了を指します。その後、パネルの撤去や処分などをいつまでにやるかということで、廃止をしたら速やかに撤去していただきたく、これを確認します。

2 つ目が「パネルの処理方法」ということで、許可申請の段階で設置者が想定している処理方法を確認したいと思っています。大きく、リユースと廃棄物処理に分かれています。廃棄物処理の中には、最終処分の他にリサイクルも含まれており、今後はリサイクルが増えていくかとは思いますが、今現在の段階、申請の段階で考えている方法を書かせることにしています。

3 つ目が「パネル撤去後の土地の復旧方法」ということで、ここは安全性が確保された状態まできちんと整地をしていただけるかを確認したいと思っています。

それから、これらの計画を前提とした撤去費用として、どのような手段で確保するかということを確認したいと考えています。

続きまして、もう 1 点の論点ですが、撤去費用の確保状況をどのように確認するかです。廃止にあたり、施設稼働中から、廃止を見据えて費用の確保が行われているかを県が確認する必要があります。

県の方針案は、廃止に必要な費用が確保できる見込みがあることを確認するという事で、まず許可申請時には、廃止に必要な費用を計算させ、定期報告の段階では、この必要な費用について、積み立てもしくは流動資産という形できちんと確保ができていくか、その確保状況を確認したいと思っています。

廃止費用の確保については、どういう方法で確保するかということで、前回の会議でも様々なご意見をいただいたところです。これは全国的な問題でもありますので、県としては、国に対して、廃止費用の確保についての措置を求めていくことを考えています。再エネ特措法においては外部積み立てがありますので、それ以外の施設についても同様の制度ができないかなどを検討した上で、この条例の骨子案においては、施設管理の計画に記載した確保手段に従って確保がされていくかを定期的に確認していくことで、廃止まで適正に行われるようにしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○鈴木座長

申請する段階から、廃止まで含めて考えておかなければいけないということです。なかなか事業者にとっては厳しいですが、これは事業の特殊性があると思います。

○増川委員

普通の事業者であれば、必ずライフサイクルを踏まえた事業計画として、事業の最終年には撤去費用が支出される前提でプロジェクトを作るはずですので、そこで確認できると思います。

また、収支報告を毎年させるかどうかは別ですが、その中で今の収支状況や、再エネ特措法で11年目から外部積み立てをやっていますが、11年目になった時にこのぐらい内部積み立てができていますといったことを報告させることで確認するのがいいと思います。最初の計画時に組み込んでおくことが正しいやり方です。

○鈴木座長

廃止というのは、事業をやめることという認識でよろしいでしょうか。

○増川委員

パネルは30年保証のものもあります。30年経つか経たないかで、それをリプレイスして、古いパネルはリサイクルに回し、発電所としては永続的に発電事業をすることが世の中にとっても1番いいことだと思います。ただ、計画を組む段階では、30年先に何が起こるか分かりませんので、廃止するというのもしっかりと提示させる。ただ、その状況が許せば継続する方向で確認されるといいかなと思います。

本当に長いことやろうとしている人は地元で根付くと思うので、そういう望ましい人に来てもらう方が千葉県にとってもいいかと思います。

○大谷委員

廃止に関してはここにあげられたことを確認できれば1番いいと思います。

撤去費用の確保手段ということで、逆に県の方から、規模に応じた撤去費用を見積もって提示し、その規模に応じた費用を大体、常に確保できるような計画等を立てているかを定期的に確認するのはいかがかなと思います。最初に積立額が不足していたとしても、今後、撤去費用を確保できる見込みかどうかを回答していただくこともありかと思っています。

また、昨日、太陽光発電事業が思ったように軌道に乗らずに10年ぐらいでやめてしまい、東南アジアに不要となったパネルを輸出しているというニュースを見まして、不法投棄や勝手に輸出することがないような対策も検討が必要かと思っています。

○鈴木座長

撤去費用を積み立てた場合、税制上の問題はないのでしょうか。

○大谷委員

ないと思います。

○増川委員

積立を行うことで税制上の優遇措置を受けられる制度も考えられます。

○大谷委員

国税に限らず、例えば県が事業税の一部を減免したり、県税に関する優遇措置を講じたりするなどの方法も考えられるかもしれません。

○鈴木座長

この点は、検討課題かと思います。

○中井委員

廃止ではなく、更新してもらうことが1番大事だと思いますので、なるべくそちらの方に行くようにぜひご指導いただきたいです。

一方、廃止となった場合に、どこまで現状復帰を行うかが難しい問題です。パネルと土台がなくなれば、地肌が残りますので、急斜面などが利用されていると雨が降った時に土砂が流れ始める可能性はあり得ると思います。状況にもよりますが、撤去のことを考えるというよりは、その土地が後にどのように使われるかというところまでの確認が本当は必要なのかなと思います。

○事務局

廃止後の土地がどのように使うかについては、計画が立っていればもちろん1番いいのですが、まずは私どもの許可制の中でどこまで見ていくかという点でいいですと、別の範疇になっていくのかなということで、まずはその土地を安全な状態に戻していただくということで考えております。ただ、この点はもう少し検討の余地があるかと思っています。

○増川委員

再エネ特措法における廃棄の積み立ての中でも、現状復帰のような形までの費用を積み立てることになっています。その費用については、国の調達価格等算定委員会で1KWあたりの目安額が示されていますので、参考にされるといいと思います。

また、リサイクル費用に関しては、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が可決・成立し、多量排出者（要件はメガワット級以上等で政令で規定）の施設は廃止計画の提出やリサイクルが義務化される方向ですので、これらの法律と連携して進めるのがいいかと思います。

○鈴木座長

継続的なモニタリングが必要であり、一般的な許可制の枠組みを超えている感じもします。

それでは次に、住民の周知について、事務局からよろしくお願いします。

○事務局

大規模太陽光発電施設については、申請の前に住民に周知をしてもらうということで、これに関する論点が2つあります。

住民への周知は主に説明会を想定していますが、住民の周知はどのような範囲を対象とするのが適当か、そして周知内容や周知を実施した後の対応としてどういうものが適当かということです。地域と共生した大規模太陽光発電施設ということで、その施設の計画の段階から地域の住民の方々に適切に周知を行い、また、地域の住民の意見に対して適切に対応し、良好な関係を構築していただくことが重要と考えています。

まず範囲について、県の方針はこの3つの条件に該当している者については、全ての方に周知をしていただくということで考えています。1つ目が、「事業区域が存在する自治会等の範囲の住民等」ということで、自治会に入っているかどうかではなく、その自治会の範囲に住んでいる方については周知をしてもらうということです。

2つ目が、「事業区域の境界から300m以内の範囲の住民等」ということで、これは事業区域がその自治会の範囲の境界などに設置している場合、1点目の範囲だけでは足りないこともあり得ますので設定しています。この300mという数字は再エネ特措法のガイドラインを参考としています。

3つ目の「市長村長の意見を聞いて追加する者」は、そこにお住まいの方以外、例えばさらに隣の自治会の範囲の方にも聞いた方がいいケースや、近くに存在する施設等で配慮が必要といった施設があるケースなど、その地域の実情をよく知っている市町村長に意見を聴いてそれを反映させる必要があるのではないかと考え、設けたものです。

続いて、何を周知するかということで、「事業計画の概要」は事業者名、規模、場所、工事期間などになります。それから「設置者に関する情報」は、今、市町村にヒアリングを実施している際、設置者の実態がよくわからず、地域の住民の方が不安を感じるケースがあるといった話もいただいたので、そこは設置者自身が明らかにしてもらうことが大事と考えています。そのほか、土地の権原の取得状況、県の基準に対して対応している形になっているのか、景観にはどういう風に配慮しているのか、事業終了の時はどうするのか、他の法令の手続き状況などを説明していただきたいと考えています。

次に、事業の周知を実施した後の対応として、説明会の資料、説明会の実施状況記録、そして地域住民からの意見及び意見への対応を公表していただくことを考えています。それから、問い合わせフォームを設ける、電話やメールもありかと思いますが、説明会の実施後も継続的に地域住民からの意見に対応することを求めたいと考えています。

許可の基準としてどういったところが適当か、ご意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中井委員

説明会に関して、範囲については基本的には県の方針案で概ねカバーできると思いますが、項目によっては影響がこの範囲を超えるようなものも出てくると思われます。

例えば、沢筋に太陽光発電施設を設置する場合、おそらく影響は下流の結構遠いところまでいきかねない可能性もあり、景観の眺望に関しては 300m 以内あるいはその事業区域が存在する自治会の範囲を超えて、もっと遠いところから見えてしまうこともあるので、そういった場合は追加する範囲を市町村長の方で考えていただいて適切に追加するのがいいと思います。基本はこの 1 つ目、2 つ目の項目でいいと思いますが、大規模になるほど影響の範囲は広がるのが一般的であり、範囲の考え方については県がガイドラインで示した方がいいのではないかと思います。

周知の内容については、ここに書いてあるように遵守すべき基準への対応についてしっかりと説明をしていただくことが大事なかなと思います。

許可をするにあたりどこまでやってもらうかは、ここに書いてあるのがあくまでも原則だと思います。大規模な事業については、国のアセスの手続きでは、住民説明会の後の対応についてももう 1 回説明会を行います。私は本当に大規模な施設についてはもう 1 回ちゃんと説明会をして、基本的にはそのやり取りをしっかりとコミュニケーションしていただくという 2 段階型にするのもありなのではないかと思います。

○増川委員

国の法令で説明会を求められるケースがありますので、国の法令でカバーされないところを条例でカバーするのがいいのかなと思います。全員の賛同を得ることはおそらく不可能に近いですが、懸念事項に対して誠実に対応することをコミットさせ、その報告書を確認して判断するしかないかなと思います。

○大谷委員

県のホームページに県域の地図上に許可対象施設を表示し、クリックすると施設の情報が出るようにしていただければ、住民に限らず誰でも見ることができ、少なくとも不安などは取り除かれるのかなと思っています。説明会を全部個別にやると大変なので、ホームページで周知内容を公開することをアナウンスし、進捗状況をいつでも簡単に見れるようにしていただくといった方法が、今の時代ではコミュニケーションも取りやすくて良いかなと思います。

○事務局

他法令の説明会との関係としては、この条例における申請のタイミングは、盛土規制法や森林法の申請と同じ段階でこの許可申請を行っていただくことを想定しています。しかし、説明会を何回も開くことがないよう、基本は 1 つの中で情報が過不足なく、目的を兼ねる形で説明会が開くことがいいのではないかと考えています。

この条例のポイントとしては、個別の法令だけではなく、施設の廃止までをどう考えているのかを説明する場になるよう、検討しています。

○鈴木座長

住民説明会については、私の印象ではあまりうまく機能してないと感じています。なかなか全員の納得が得られず、平行線のものが少し目立つ印象があります。おそらく物差しが共有されていないことが一因として考えられます。

住民の要望についてもデジタル化できる余地があるのかどうか、今後の大きな宿題だと思いますが、住民参加のデジタル化といったことをもう少しブレイクスルーする必要があるのではないかと常々思っていました。

地方との共生に関し、増川委員いかがでしょうか。

○増川委員

太陽光発電は本来地域に貢献してくれる道具です。義務にするのは適切ではないと思いますが、住民説明会の際、事業者はどうやって地域に貢献していくかといった話もしていただきたいと思っています。

例えば今 FIP（フィードインプレミアム）、あるいは PPA で地域の新電力会社がその電気を買い取り、地域の企業や住民に電力を供給できます。災害時にはこの設備を利用し電気自動車を充電できるようにした例もあります。

こういう計画がある時に、市町村で困っていることを事業者に伝えてもらうなど、県がうまくサポートし、発電設備をいかにその地域で貢献できるものにしていくかを一緒に考えてもらうようになればいいと思います。

○中井委員

何点か追加で申し上げます。1 点目は、この周知の範囲外の者を参加することまで拒否するのでしょうか。この辺りはよく制度設計された方がいいと思いました。例えば、県外でここに土地を所有している人はどうするのか。オンラインを活用することも考えられます。

2 点目は、景観に関しては、遠くからでも見えてしまうこともあるため、申請書類の一部に、どの範囲から見えるのかを事前に検証していただき、基本的には見える範囲の人にはちゃんと周知をすることが重要だと思います。同時に、千葉県も非常に風光明媚なところも多いため、地元の観光協会などもステークホルダーと考えられますので、考慮した方がいいと思います。

最後に、「住民等」の「等」には当該市町村も入るのか確認です。県の条例は、県は主体的に動けますが、市町村はどのタイミングで意見を言うのかよくわかりませんので、そのチャンネルルートは確保しておいた方がいいと思いました。

○事務局

市町村の意見をどういった形で聞くかに関しては、今後検討したいと思います。

○鈴木座長

この条例の他にガイドラインのようなものが必要だと思います。最近は各省庁もそういうものを出して、ある種の誘導をしている例もたくさんあります。地域との共生、あるいは貢献もいろいろな形があり、ある一定のものを義務つけることがなかなか難しいと思いますので、ハードローとソフトローを使い分けていくことでかなり柔軟な対応もできるのではないかと思います。

もう 1 点、景観に関しては市町村にも責任はあると思っていまして、景観条例を作るべきだと思います。やはり景観を自分たちの財産であるとすれば、景観条例を作り、自分たちの景観は守っていくという姿勢も必要で、ガイドラインで景観条例があるところは上手くいっていることを紹介しながら、こういう事例も参考にして是非考えてほしいといったことを書ければいいのではないかと思います。

最後に経過措置について、事務局からよろしくお願いします。

○事務局

最後の論点として、どのような経過措置を設けるべきかです。これまでの議論では、基本的には条例が施行されてから設置をしようとする大規模太陽光発電施設を対象としていましたが、条例の施行前から既に存在する施設や、既に工事に着工している施設は、この条例を当然知らない中で、既存の法令の規制に従って設置され、稼働している施設ですので、こういった施設に対しては一定の配慮を行っていかねばいけないということで、法律や条例を作る場合に一般的に経過措置という形で置かれています。

県の方針は、既に存在している施設や、工事に着工している施設について、その施設の概要、管理の計画などの届け出を求めるという形にし、また、標識の掲示を求めたいと思います。この標識は、再エネ特措法の対象になっている施設は掲示することになっていますので、多くの施設は掲示されています。

その後、例えば施設の増設などがある場合には、条例の基準を満たした形で運営していただきたいということで、許可を求める形を考えております。

新規による条例の基準に適合して設置される施設と、既存の施設のバランスをどの程度で考えていけばいいかということで、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○中井委員

非常に妥当な内容かと思います。許可を新たに取らないといけない変更はどの程度かというテクニカルな問題はありますが、基本的にはこのような形でいいと思います。

○大谷委員

入り口の部分で見る財務状況については不要かと思います。ただ、変更等があった場合には、随時提出していただく必要があり、廃棄の問題については既に設置されている施設も必須項目だと思います。また、住民への周知についても、順次情報公開していただきたいと思います。

○増川委員

これは県の許可を受けた施設に対して、一定の変更があれば許可をする、管理計画を届け出ることでしょうか。あるいは既設のものに関しても変更がある場合、許可を求めるとのことでしょうか。

○事務局

既設のものについて、まずは届け出をしていただき、その後に一定の変更、ある程度の大きな変更がある場合には、許可を取っていただくことを考えています。

○鈴木座長

経過措置というのは、既存の施設に対してどういう規制を考えるかということです。法律家として申し上げますと、条例には趣旨・目的があり、この趣旨・目的については既存のものについてもそれに合わせるような活動、計画、あるいは行為をしてもらいたいということです。ただ、条例の直接の対象ではないので、あくまで、主たる措置としては行政指導をしていきます。罰則をもって強化していく、法律を遡って適用するということは難しく、そういう違法範囲でないものとしてこの条例の趣旨をできるだけ生かすように、いろんな形で共有してもらいたいというそういった趣旨がこの経過措置に含まれていると思います。そういう条例の趣旨を是非理解していただいて、既存の事業者もその目的を共有してもらいたいと思います。

○増川委員

今の観点で言いますと、一定の変更があれば許可を必要とするというのは少し厳しすぎるかと思います。再エネ特措法は、既設のものについても変更がある場合に必ず手続きが必要になりますので、再エネ特措法で相当な部分はカバーされるかなと思いますし、変更がある場合に許可まで求めるのは遡及適用じゃないかと、事業者からは見えてしまうかなと思いました。そこは少し検討の余地があるかなと思いました。

○鈴木座長

この点は課題として残ると思います。ただ、新しく大きく変えるということになると、同一性がどのくらいあるかということも含めて、例えば表現を「同意」とするなど、いろんな方法があるかと思います。

○中井委員

1 つの考え方としては、新規であれば許可を必要とする程度の変更については、やはり許可が必要だと思います。ただそこは少し実態をまずご覧になられて、既設の施設の変更がたくさんあると今度は事務方が対応できなくなってしまうので、実態を踏まえてうまく調整されればいいのかなと思います。

ただ、届出だけとすると、新規の施設についても許可後に変更する場合との整合が取れなくなるため、ある程度の変更についても許可が必要とする方がいいと思います。

○事務局

色々ご指摘いただいたように、既存の施設であっても基準に適合してもらいたく、例えば経理的基礎については既存の施設についても持っていていただきたいと思っています。多くの再エネ特措法の対象の施設は、積み立てもあるので、ある程度担保はされていると思いますが、やはり廃止のことなどはちゃんと考えてもらい、それがきっちりしたものであってほしいと思っています。

まずは新規の許可をどうあるべきかをしっかり固めるのが大事かなと思っていますが、新規の許可を変更する場合との整合性というのは1つ課題とは思っておりますので、今後検討していきたいと思っています。

議題（2）その他

○鈴木座長

会議はこれで終わりたいと思いますが、付け加えるべきことや宿題があればお願いします。

○中井委員

骨子案については、よくできているなという印象です。あとは、実際に運用する時に必要になる基準や、座長が言われたようなガイドラインがあればベターだと思います。ただ、マンパワーの話もあるため、そこは対応できるかどうかというラインを決めないといけないため、実態に即した上で、基準等の細かい運用のための文章を作られるのがいいかなと思います。

○大谷委員

これから地球温暖化に向けて、太陽光発電施設はなくてはならない事業でもあると思いますので、なるべく厳しくはせず、良好な事業者をどんどん誘致していくことが最大の目的で、なおかつ、周りの利害関係者や住民の方に不安がないように運営していくのが1番であり、その点をどう確保するかを今後とも検討していただきたいと思っています。

○増川委員

私も大谷委員と同じ考えです。匝瑳市の営農型太陽光発電施設は我々のソーラーウィーク大賞 2024 年に受賞されており、県内には非常に素晴らしい取り組みもありますので、悪いものは排除しながら、良いものをもっともっと広げていく、誘致していくということと両輪で進めていくことが大事です。発信の仕方として、こういう条例を出す時は、良いものはちゃんと千葉県としては推進していくことを一緒に打ち出してもらいたいと思います。

○鈴木座長

ありがとうございました。概ね議論は尽きたと思います。

今日のまとめとして、参考資料 1 をご覧ください。今日も議論を行いました、4 の基準で特に目玉になるのは(3)、(4)、(5)あたりで、(3)などは今後議論がもっと必要になってくると思います。5 の努力義務は、既存の業者に対しても向けられており、こういうことを進めて欲しいというものです。それから、今日議論になった情報公開については、県の情報公開と事業者の情報公開で 2 つあります。

ここに挙げられている論点は、ほとんど議論され尽くしましたので、こういった点に着目しながら、今後の作業を進めていただきたいと思います。

それでは事務局にお返しします。

以上